

居宅介護支援利用契約書

(契約の目的)

第1条 医療法人松福会（以下、「事業者」という。）が開設する居宅介護支援事業所はるさか（以下、「事業所」という。）は、_____様（以下、「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者の選定・推薦に際しては利用者のニーズを踏まえつつ公平・中立に行い、サービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図る事を、本契約の目的とします。

(適用期間)

第2条 本契約は、西暦_____年_____月_____日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約者に変更があった場合は、新たに契約することとします。

- 2 利用者は、前項に定める事項の他、本契約、重要事項説明書、個人情報の使用に関する同意書の改定が行われない限り、初回利用時の契約締結をもって、繰り返し事業者の居宅介護支援を利用できるものとします。
- 3 前項にかかわらず、介護保険法改正に伴い重要事項説明書の改定が行われた場合においては、改正内容を記載した文書で利用者または契約者の同意を得るものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者および契約者は、事業所に対し、利用中止の意思表明をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本契約に基づく居宅介護支援を解除・終了することができます。

(事業者からの解除)

第4条 事業者は、利用者および契約者に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく居宅介護支援を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において要支援または自立と認定された場合
- ② 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ③ 利用者が死亡した場合
- ④ 利用者または契約者が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果利用継続が困難となる重大な事情を生じさせた場合
- ⑤ 利用者または契約者が、事業者、事業所の職員または他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為または反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合

(介護支援専門員)

第5条 事業所は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービスの担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、利用者にその氏名を文書で通知します。

(居宅サービス計画の作成の支援)

第6条 事業所は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者およびその家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ② 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者およびその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ③ 利用者またはその家族が希望するサービスを、市町村の「事業所一覧表」や「介護サービス情報公表システム」などを最大限活用し、希望に当てはまる事業所（サービス）を複数提示します。また、パンフレット等を用いる場合でも必ず複数の事業者のものを提示します。
- ④ 居宅サービス計画の作成の開始にあたって、利用者またはその家族から複数のサービス事業所の紹介を求めていただくことや、サービス計画原案に位置付けたサービス事業者の選定理由を求めることができるものとします。
- ⑤ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ⑥ 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者およびその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。なお、利用者に対して指定居宅サービス等の選択を求める時には、中立公正に配慮し、利用者にとって最良の選択ができるように支援します。
- ⑦ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

(経過観察・再評価)

第7条 事業所は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- ① 利用者およびその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- ② 居宅サービス計画の目標に沿って、サービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ③ 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分申請の支援等の必要な対応をします。

(介護保険施設入所への支援)

第8条 事業所は、利用者が介護保健施設への入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援を行います。

(居宅サービス計画の変更)

第9条 利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業所が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業所を利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

(給付管理)

第10条 事業所は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理表を作成し、福井県国民健康保険団体連合会に提出します。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第11条 事業所は、利用者が介護保険等の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるように利用者を援助します。事業所は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

(利用料金)

第12条 事業者が提供する居宅介護支援に対する料金は、重要事項説明書のとおりです。

(記録)

第13条 事業所は、利用者の居宅介護支援提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

2 事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。ただし、契約者その他の者（利用者の代理人も含む）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(秘密の保持および個人情報の保護)

第14条 事業所とその職員は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、業務上知り得た利用者または契約者もしくはその家族等に関する個人情報の利用目的を個人情報の使用に関する同意書に定め適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター）等との連携
 - ② 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ③ サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ④ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時等において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(事故発生時の対応)

第15条 利用者に対する居宅介護支援の提供等により事故が発生した場合、事業所は、利用者

に対し必要な措置を講じます。

- 2 利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

(要望または苦情等の申出)

第 16 条 利用者および契約者は、事業所が提供する介護サービス等に要望や苦情がある場合、重要事項説明書に記載の苦情受付窓口に問い合わせおよび申し立てることができます。その場合、事業者は速やかに事実関係を調査し、その結果ならびに改善の必要性の有無ならびに改善の方法について適切に対処するよう努めます。

- 2 事業所は、利用者または契約者から前項の要望および苦情申し立てでなされたことをもって、利用者に対していかなる不利益、差別的取扱もいたしません。

(賠償責任)

第 17 条 居宅介護支援の提供に伴って事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、事業者は利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、事業所が損害を被った場合、利用者および契約者は連帶して、事業者に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めない事項)

第 18 条 この契約に定められていない事項は、介護保険法その他諸法令に定めるところにより、双方が誠意をもって協議して定めることとします。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が署名又は記名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

西暦 年 月 日

(利用者) 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 () - _____

(契約者) 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 () - _____ 続柄 _____

(事業者) 住 所 福井県坂井市春江町中筋第100号75番地

名 称 医療法人松福会

居宅介護支援事業所 はるさか

代表者 理事長 佐藤 嘉紀